

河川管理瑕疵に係る損害賠償請求事案の対応について

坂井 利裕

河川部 水政課（〒460-8514 名古屋市中区三の丸2-5-1）

河川管理瑕疵に起因する損害賠償請求事案は、発生件数としては少ないものの、その分、いざ発生すると現場での対応が適切に行えない事態も懸念される。事案発生時の初期対応が極めて重要な業務であり、経験の少ない現場の職員が適切に対応できるよう、従来の対応マニュアルを見直し、新たな対応マニュアルを作成したので紹介する。また、現場の実情、実際の事案対応の状況などを踏まえ、新たな対応マニュアルの効果を検証する。

キーワード：河川管理瑕疵、損害賠償請求、過失相殺、示談、マニュアル

1. はじめに

河川管理瑕疵に起因する損害賠償請求事案は、発生件数としては少ないため、事案に直面すると、具体的処理方針が分からず、現場での対応が適切に行えない事態が懸念される。

初期対応の良し悪しはその後の交渉を左右する重要な業務であり、経験の少ない現場の職員も適切に対応できるよう、従来の対応マニュアルを見直し、平成29年12月に新たな対応マニュアルを作成したので紹介する。

また、新たな対応マニュアル運用後で、河川管理瑕疵による損害賠償請求から示談まで検討された事例が無い（平成30年3月31日現在）、直近で示談にて処理された事例を基に、新たな対応マニュアルを適用したと仮定し、その効果を検証した。

2. 河川における損害賠償事案の現状

河川（ダム）区域内において事故が発生した場合は、「事件・事故等」及び「ヒヤリ・ハット」の報告について」（平成26年9月10日付け河川部建設専門官から河川管理担当副所長宛事務連絡）に基づき、事務所等からまず、河川部河川管理課に事故報告書等により報告されることになっている。

平成29年度の事故報告件数の状況については、表-1のとおりである。事故報告は156件で、三分の一以上が車両事故である。

事故報告件数のうち、昨年度（平成29年度）、実際に

損害賠償請求に至った案件はない。直近の事例では、一昨年度（平成28年度）に事故が発生し、平成29年度に示談締結をした1件がある。また、平成28年度に発生し、平成28年度中に示談締結した1件がある。それ以前は、平成24年度までさかのぼることになる。河川管理瑕疵に起因する損害賠償請求事案は、発生件数としては少ないことが分かる。そのため、いざ事案が発生した場合、対応の遅れから現場の状況把握に不備が生じやすいという懸念がある。

表-1 事故発生件数

単位：（件）

年度	事故報告件数	(事故報告件数のうち 車両事故 件数	(事故報告件数のうち 損害賠償 請求件数	(損害賠償請求 件数のうち 示談締結 件数
平成29年度	156	59	0	0

※但し、平成28年度発生の事故を平成29年度に示談締結した案件が1件あり

3. これまでの対応方法

河川（ダム）区域内において事故が発生した場合は、前述の事務連絡に基づき対応することとなっているが、特に、損害賠償請求が生じる（生じるおそれがある）事故の場合の事務処理について、対応マニュアルで定めていた。

従来の対応マニュアルについては、「河川管理瑕疵による損害賠償事故への対応について」（平成27年1月28日付け河川部水政課長から河川関係事務所（管理所）長宛て事務連絡）で通知されている。

従来の対応マニュアルでは、損害賠償請求された（される可能性がある）場合の事務処理フローが1ページ、留意点を1ページで記載していて、聞き取り項目チェックリスト及び事故発生の様式が添付されていた。図-1に示すとおり、計4ページの簡易的なものであった。

特に河川においては、損害賠償請求があり、示談締結に至った事例の積み上げが少ないにもかかわらず、従来の対応マニュアルの内容については、単に事務処理フローの掲載と、留意点も簡易的な記載であったため、実際の行動指針が明確に整理されていないなど内容が不十分であり、事故に直面した際、適切な事故対応が取りづらく、相手方と適正な交渉が出来ない懸念もあった。

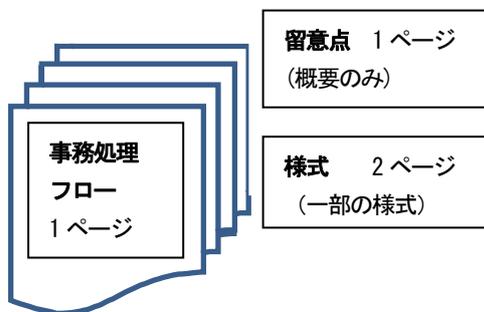


図-1 従来の対応マニュアルの構成（イメージ）

4. 新たな対応マニュアルの作成

(1) 新たな対応マニュアルの作成ポイント及び構成

従来の対応マニュアルの内容については前述のとおりであり、事案の対応はこの対応マニュアルで対処されてきた。しかし、一昨年度、情報収集不足、事実関係の詳細未確認により、相手方との対応に苦慮する事案も発生した。そこで、従来の対応マニュアルの見直しを行った。

新たな対応マニュアルは、2つの作成ポイントで作成した。

1つ目のポイントは、初任者に対して事務処理内容の理解を深めてもらうことである。

まず、用語から解説することによって、初任者の事務処理内容の理解の一助となるようにした。国家賠償法、損害賠償責任の有無の判断、瑕疵等の立証責任、免責事由、過失相殺、個人責任など、初任者向けに「河川における損害賠償事故について」を解説する章を新たに設けた。これは、従来の対応マニュアルには全くない視点である。

2つ目のポイントは、初期対応の重要性を示すことである。これが、対応マニュアルの改正のメインとなる作

成ポイントである。

河川管理者と相手方が、事故の内容の特定、損害の特定、管理瑕疵の認定、事故と損害の因果関係を判断し、示談に結びつける作業を行うことが、事故対応としての示談締結である。

損害賠償請求に至る事故は、相手方が事故の全容を知る唯一の存在である。一方で、河川管理者は、相手方の主張と現場の状況から事故の概要を知るにしか過ぎない存在である。よって、示談交渉は相手方優位といえる。

適正、適切な示談締結のためには、河川管理者は、事故内容に係る真実を相手方の申述以外の方法で、いかに客観性のある証拠をもとに把握するかがポイントである。

そのために、必要な執るべき手段を対応マニュアルとして整理した。

対応マニュアルによる対応を適切に行うことで、管理瑕疵の適切な判断ができ、相手方との交渉も適正に行うことが可能となる。

従来の対応マニュアルでは、具体的な対応方法が十分に示されていないなかったので、その点を改善した。

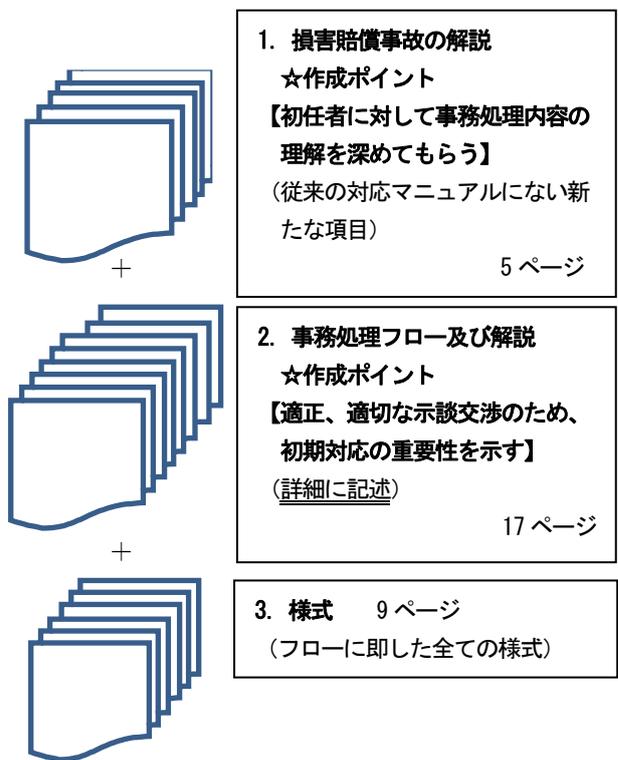


図-2 新たな対応マニュアル

「河川における損害賠償事故対応マニュアル」の構成(イメージ)

図-2のとおり、新たな対応マニュアルは、初任者に対して事務処理内容の理解を深めてもらうための「河川における損害賠償事故について」の章と、適正、適切な示談交渉のため、初期対応の重要性を示す「損害賠償が生じる（生じるおそれがある）場合の事務処理フロー」とその解説の章で構成した。内容については、個別具体的な事例を示しながら、初任者でもポイントが掴みやすい

ように工夫した。また、様式についてもフローに即した全ての様式を設け、計31ページの対応マニュアルとした（表紙、はじめに、目次、イントラ掲載の示談案件一覧除く）。

(2) 対応マニュアル作成における具体的工夫

新たな対応マニュアルでは、初期対応の重要性を示すとともに、「損害賠償が生じる（生じるおそれがある）場合の事務処理フロー」（図-3）について、従来の対応マニュアルよりも現場状況に即した形で処理項目ごとに詳細に解説した。後から現場を確認しても証拠はそこにはないなど、特に、初動対応の重要性を、業務に携わる職員に理解していただくとともに、現場状況を確認する際の注意点を詳細に記載することにより、情報収集をしっかりと行い、相手方との交渉をスムーズに進めるための狙いがそこにはある。

具体的には次のように、初期対応の重要性を記載した。例えば、①事故の通報のうち、事故通報の受付の項目では、初期対応の良し悪しが、その後の交渉を左右するものと認識させるため、通報者との対応の留意事項を記載した。

また、現場状況を確認する際の注意点も、より詳細に解説した。③事故現場処理及び現地調査のうち、現地調査の項目では、現地調査の留意点も詳細に記載し、現場においてどのような点に着目すればよいかを記述した。さらに、この項目の最後では、「現場で確認した事実は、損害賠償請求に対する河川管理者の賠償責任の有無、賠償範囲及び責任割合を決定する上で極めて重要です。」と締めくくり、早期の現場対応の重要性を繰り返し述べた。

現地調査の項目では、写真撮影の方法、留意点、記録の仕方について詳細に記述した。

このように、新たに作成した対応マニュアルでは、損害賠償が生じる（生じるおそれがある）場合の事務処理フローの個別説明で、従来の対応マニュアルに比べ、より詳しく、各段階ごとにすべきこと、留意点を解説した。

初動時から作成する聞き取り項目チェックリストは、確認事項を効率的かつ網羅的に漏れなく確認することができ、その後の処理を適切に行うための重要な記録となることから、従来の様式より、より詳細な現地調査等を反映できる様式に修正した。チェック項目等を詳細にしたことで、情報の量が増えたが、現場で使用することを考慮し、A4両面で1枚で収まるよう工夫した。また、その他の様式を含め様式の記載例も詳細に記載することで、作成者がすぐ作成できる形に改善した。

初期対応以外でも、⑨被害者との示談交渉の項目では、示談の意義の解説を加えるとともに、示談交渉の留意点を詳細に記述した。

詳細に記述した結果、分量が多くなった新たな対応マニュアルの事務処理フローだが、事務処理フローの概要

は、見やすいように、見開きのページ内で記載を完結させるなどの工夫もした。

新たな対応マニュアルである、「河川における損害賠償事故対応マニュアル」は、水政課内意見照会、河川部関係各課意見照会、事務所等意見照会を経て、平成29年12月8日に河川関係事務所長（管理所）長宛て事務連絡にて運用開始を周知した。

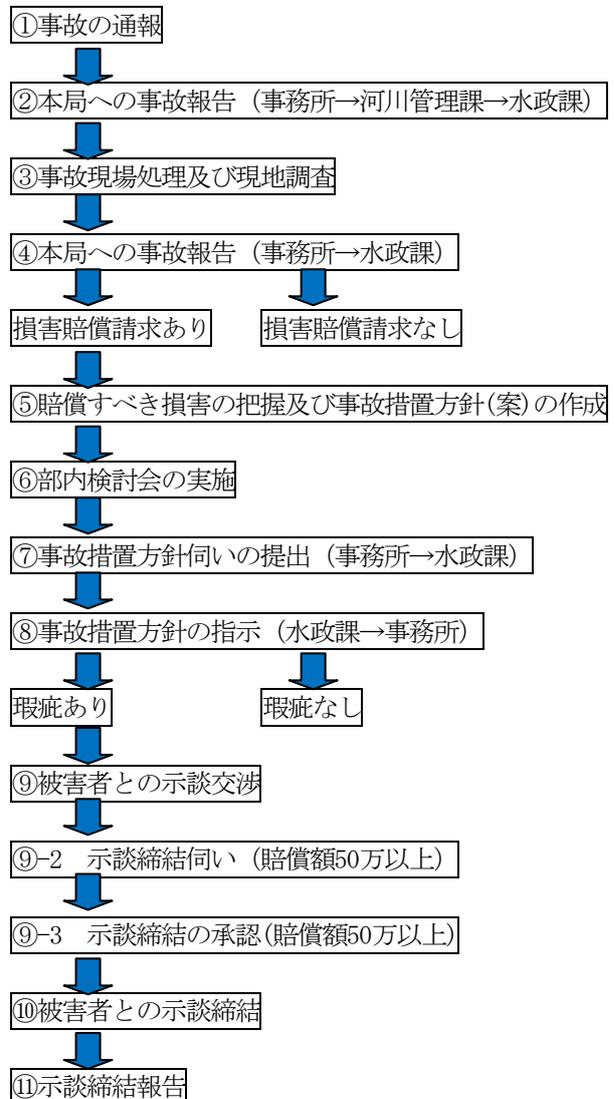


図-3 損害賠償が生じる（生じるおそれがある）場合の事務処理フロー

5. 実際の事案への適用

(1) 事故概要及び判断等

新たな対応マニュアル作成以降、中部地方整備局直轄河川では、損害賠償が生じる（生じるおそれがある）場合の事案は発生していない（平成30年3月31日現在）。

よって、直近で中部地方整備局直轄河川で示談にて処理された事例に、新たな対応マニュアルを適用したと仮

定し、その効果を検証した。

今回検証する事例は図-4（写真-1、写真-2）の事故事例である。

事故概要：平成28年10月〇日8時〇分頃発生 〇〇川右岸の堤防道路（〇〇市道）路肩付近に河川管理者が設置した進入防止柵（鉄ピンをトラロープで連結した構造。以下「鉄ピンという」）が倒れ、走行中の車両を損傷し、事故発生翌日、被害者から補償の申出があったものである。なお、本件鉄ピンは築堤、護岸工事のため盛土した部分の養生を目的として、設置したものである。

報告状況：翌日10時00分 事故相手方より付近で別の工事をして〇〇県の業者に事故の連絡が入る。〇〇県の業者にて倒れていた鉄ピン1本を通行に支障のない位置にずらす。

同10時30分 〇〇県より中部地方整備局〇〇事務所に連絡が入る。

同10時43分 中部地方整備局〇〇事務所より維持業者に現地調査及び鉄ピン補修を指示。現地の写真を撮影。

同15時00分 職員にて現地調査。調査は概要のみの調査。鉄ピンを刺していた箇所の地面の緩みなどの詳細調査は未実施。

平成29年1月〇日 現地の通行状況の確認のため、現地再調査（幅員や外側線の位置等の調査）を1回実施。

管理状況：事故の数日前の河川巡視による車上からの目視確認では異常なし。

以上の状況を踏まえ、示談の処理にあたって、次のとおり判断されている。

因果関係：現場検証等の結果、相手方車両が外側線を越えずに対向車両とすれ違うことが可能であった。車両の傷跡は新しく、傷跡の位置から、直立状態の鉄ピンへ衝突したものでないと考えられる。鉄ピンの自然転倒も稀に起こりうる現象であり、相手方の主張どおり、鉄ピンが突如転倒し、当該箇所にて車両が鉄ピンにより損傷した事実が認定できる。

管理瑕疵判断：鉄ピンの自然転倒も稀に起こりうる事象であることを認識しており、鉄ピンが転倒すれば、通行者に重大な危害をおよぼす危険があることを予見できた状態にあった。鉄ピンを固定する方法や鉄ピン以外の工作物により転倒防止措置により事故を回避することは可能であったにもかかわらず、回避措置をとらなかったことから、道路に隣接する鉄ピンが通常有すべき安全性を欠いていたと判断した。

過失割合：事故は車両同士のすれ違い時に発生したが、「以前より、当該箇所を注意して走行している。外側線を越えていない。」との相手方の供述であった。鉄ピンが自然転倒したことを否定する論拠がなく、相手方が回避し得る事故でないことから過失相殺を前提とせず示談を行うのが相当と判断されている。

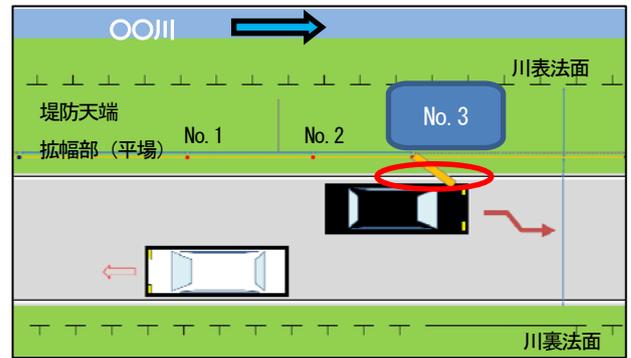


図-4 事故概略図



写真-1 現地写真（遠景）

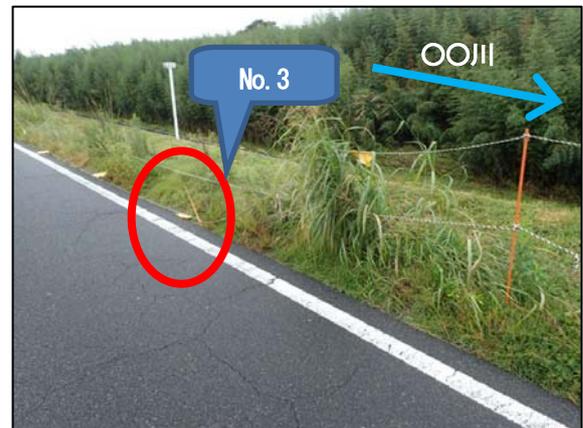


写真-2 現地写真（近景）

(2) 本件に関する新たな対応マニュアルの適用及び検証

本件は、事故相手方からの事故の通報が事故発生日の一日後であり遅く、また、別工事をして〇〇県を経由した連絡後の対応だった時間的な問題はある。しかし、当初の現地調査が、概要を確認したのみの調査であったため、鉄ピンの補修後、後日、かなりの期間をおいて再調査をすることとなった経緯がある。

本事案に関し、新たに作成した対応マニュアルを適用した場合はどうであっただろうか。

新たな対応マニュアルの作成により、事故発生時から

損害賠償（示談）までの流れや各対応における留意点を、対応マニュアルを通じて予め知っておくことで、どのタイミングで何をどのように行っていくべきかを認識して、適切な対応を行っていくことが可能となる。

適切な対応を行うことで、管理瑕疵の有無についての判断をより適正に行うことができる。また、相手方の過失の整理を適切に行うことが可能となる。事故の全容を知る唯一の存在は相手方であり、いわゆる相手方優位の示談交渉に対して、適切な初動対応と状況把握をすることで、客観性のある証拠を入手し、相手方とも対等に交渉することができる。

さらに、万が一、訴訟に発展した場合にも、客観的な証拠を入手し、管理瑕疵の有無や過失の整理を適切に行っていることにより、原告に対して、的確に主張を展開していくことができる。

本事案を個別に検討すれば、新たな対応マニュアルに沿って対応することにより、早い段階での詳細な現地調査が1回で行われるなどの効果は期待できる。また、早い段階での現地調査は、事故状況についてより多くのかつ具体的な情報が得られる可能性もある。

6. まとめ

平成29年12月8日に運用を開始した新たな対応マニュアル、「河川における損害賠償事故対応マニュアル」は、河川管理担当者会議で周知するとともに、現場の職員の方々により深く浸透させるために、ブロック単位での説明会を実施した。特に、出張所職員や事務所河川管理課、占用調整課の職員に、事故対応、特に損害賠償が生じる（生じるおそれがある）事故対応について、認識を深めていただいた。

ブロック別の説明会では、現場管理に関する個別質問が多く出た。一方で、賠償の範囲に関する質問など、対応マニュアル記載事項の質問もあり、回答させていただいた。

今回、従来の対応マニュアルでは、行動指針が明確でなく、概要のみだった事故対応の記載を、新たな対応マニュアルでは、各段階における具体的な対応方法について、詳細な記述へと改善することによって、適切な初動対応と状況把握が可能となった。それにより、客観性のある証拠を入手することによって、管理瑕疵の有無、過失の整理も適切に行うことができるなど、より適正な交渉が可能になることが分かった。

過去の事案に当てはめてみても、まず早い段階でのポイントを押さえた現地調査が行われるなどの効果は期待できる。

新たな対応マニュアルの内容は、ブロック別の説明会で説明をしてきたが、今後は、より様々な会議、研修、勉強会等の機会を捉え、より浸透を図っていきたいと思

う。

また、実際の事例対応や、現場の方々の対応マニュアルに対する意見等を収集することで、より充実した対応マニュアルにしていきたい。

7. 今後の課題

冒頭で記述したとおり、河川における事故は堤防道路等の車両に起因する事故が多い現状がある（表-1）。

新たに作成した「河川における損害賠償事故対応マニュアル」でも、注意書きを付しているものの、これまでの事故事例、過失相殺の積上げが多い、車両事故を前提とした記載が多い。

しかし、今後は、より河川の現場に即した、転落事故や水難事故等の事例も踏まえ、記載内容や様式記載例等を精査していく必要があると感じている。